

「第 101 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 4 年 9 月 13 日（火曜日）に、「第 101 回 コーデックス連絡協議会」を中央合同庁舎 4 号館共用 220 会議室で開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき委員の互選により選出された熊谷日登美委員が議事進行役を務めました。また、同設置規定に基づき臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏にご出席いただきました。議事次第に基づいて、事務局から、令和 4 年 9 月から 10 月に開催される第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）及び 10 月に開催される第 22 回アジア地域調整部会（CCASIA）の主な検討議題の説明を行い、令和 4 年 7 月に開催された第 53 回残留農薬部会（CCPR）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

- ・仮議題 3「乾燥花」のうち 3.1「サフランの規格案」について、森田満樹委員から、風味と着色の強度によって 4 分類と細かく分けられているが、細かく分類することで Extra Class の希少価値があがり、一部産地のブランド化などに利する状況が出てくる可能性はあるのか、それとも公正な貿易に寄与すると考えてよいのか質問がありました。これについて、Extra Class が設けられて他のクラスとの差別化が図られることにより、Extra Class の産地のブランド化に利する状況が出てくる可能性はある。なお、現在、日本が輸入している商品は Extra Class に相当する品質であるため、日本の輸入における影響は限定的であると考えている旨回答しました。
- ・同じく仮議題 3.1 について、森田満樹委員から、物理的特性の数値化などの議論も出てきて販売上の規格が細分化されているように見えるが、安全性に関する議論は既に終了しているのか質問がありました。これについて、安全性に関する議論はすでに終了しているが、日本として懸念はない数値と考えている旨回答しました。
- ・同じく仮議題 3.1 について、森田満樹委員から、サフランは高価ゆえに偽装表示なども起こりやすいと考えられるため原産地表示が望ましいと思うが、反対意見はどのような理由によるものか。意見がまとまるか、今後の見通しについて質問があり

ました。これについて、反対意見としては、他の規格では原産地表示は任意扱いとなっているところ、サフランの規格において義務とするのは厳しすぎるのではないかとの意見があり、このため、今回の会議において、原産地表示を義務化とすることについて議論となる可能性がある旨回答しました。

- 仮議題4「乾燥種子」のうち4.1「ナツメグ規格案」について、森田満樹委員から、ナツメグはカビ毒汚染の懸念が高く、アフラトキシンの検出値も高い傾向にあると聞いている。日本では輸入時の検査があるが、海外では厳格に検査されていないのか。汚染度が高い香辛料が、国際基準が緩いまま流通するのは問題があり、カビ汚染が10%許容されるような規格は問題があると思うが、代案の数値としてどのような議論が行われているのか質問がありました。これについて、他国の輸入時の検査体制については承知していないが、日本に輸入されるものは輸入前の仕入の段階においてカビ毒汚染がないか検査をして輸入されている。また、カビ汚染の許容の代替の数値としては、現行案のカビ汚染と虫害併せて10%の許容値に対して、カビ汚染は5%にすべき、あるいはカビ汚染5%と虫害5%とそれぞれ許容値を設定すべきといった意見が出ている旨回答しました。
- 同じく仮議題4.1について、細野秀和委員から、物理的特性項目の「目視可能なカビ、虫害、感染」も規格で決めようとしているが、本測定方法は分析・サンプリング法部会（CCMAS）で検討されるのか質問がありました。これについて、柘植信昭臨時委員より、測定法はいくつか提案されており、基本的にはISO等の既存の規格から引用しているが、測定法として十分な内容ではないため、これから議論されるかと考えている旨回答しました。
- 同じく仮議題4.1について、細野秀和委員から、CCSCHで異物等の測定方法を決定してもCCMASで測定方法として適切でないとされた場合、CCSCHで再度議論することになり時間がかかりすぎる可能性があるため、CCSCHで検討中の内容を早めにCCMASに送り、検討してもらうようにすべき旨ご意見をいただきました。
- 仮議題5「乾燥果実」のうち5.1「唐辛子とパプリカの規格原案」について、森田満樹委員から、唐辛子とパプリカもカビ毒汚染の懸念が高いが、カビ毒、虫害、異物、感染などの議論はこれから行われるのか、その後のカルダモン、ターメリックはどうか質問がありました。これについて、カビ毒については食品汚染物質部会（CCCF）で扱われるべき案件であり、CCSCHの規格ではカビ汚染の許容値について議論することとなること、まだ規格原案の段階であり、議論は継続されている旨回答しました。
- 物理的特性項目及び異物規格値について、山口隆司委員から、哺乳類の排泄物、カビ被害、虫食い欠陥で可能な限り低値を支持することに賛成する旨ご意見をいただき、実態を踏まえた落としどころを見つける方策について質問がありました。これについて、各国によって意見が分かれるところであり、またバーチャル会合のため対面での仲間づくりが難しい面があるが、日本は事前に開催されるバーチャル作業部会から参加して、消費者に対してより安全なものが提供されるよう、可能な限り低値を支持し、低値とする意見が通りやすい環境をつくりたいと考えている旨回答しました。

(2) 第 22 回アジア地域調整部会 (CCASIA)

- ・仮議題 4「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」のコーデックス 60 周年について、山口隆司委員から、我が国での具体的な対応について質問がありました。これについて、シンポジウムを予定している旨回答しました。
- ・同じく仮議題 4 のコーデックス 60 周年について、山口隆司委員から、50 周年では各部会でイベントを開催したが、60 周年でも同様にイベントが開催されるのか質問がありました。これについて、現時点では 60 周年に関する具体的な情報はまだ示されていないが、コーデックス事務局が検討している計画の全体像は第 82 回執行委員会 (CCEXEC) でも示されており、今回合会でも紹介される旨回答しました。
- ・同じく仮議題 4 について、山口隆司委員から、CCEXEC 等における議論にアジア地域の意見は他地域に比べて意見の表明が少ない傾向がある理由として、アジア地域として「意見のまとまり」が難しいから意見表明が少ないのか、アジア各国からあまり意見が出てこないためなのか質問がありました。これについて CCEXEC の前に、地域調整国からメンバー国に意見照会を行うが、全体的に意見の提出が少ないように思われる旨回答しました。なお、アジア地域のメンバー間では意見が異なることが多く、意見をまとめるのは難しい面があるが、地域調整国は必ずしも意見を一つにまとめる必要はなく、異なる意見が出た場合には CCEXEC において両方の意見を紹介していることを説明しました。
- ・仮議題 7「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案」について、森田満樹委員から、「納豆」という名称は日本の製品として規格が作られるのか、他の類似製品は調味料のような使われ方のため、納豆と明確に区分できるのが望ましいとの質問がありました。これについて規格原案では納豆、チョングッチャン、キネマ、トゥア・ナオの 4 つの分類を設けていること、それぞれについて、どういう食品であるかの説明や成分等を規定していること、調味料のように使用されるものと、そうでないものという観点では分類されていないこと、4 つの分類については、それぞれの説明や成分の記載があり、納豆とそれ以外の製品の区別ができると考えている旨回答しました。
- ・仮議題 8「急速冷凍餃子の地域規格原案」の電子作業部会 (Electronic Working Group (EWG)) に我が国から提出した食品添加物に関するコメントについて、松村雅彦委員から具体的にはどのようなコメントを提出したのかとの質問がありました。これについて、日本の冷凍餃子に使用されている食品添加物がこの規格にも含まれるようにコメントを提出したこと、EWG での議論の結果、使用できる食品添加物に柔軟性を持たせるため食品添加物の一般規格 (GSFA) を参照することになり、日本の冷凍餃子に使用される食品添加物はおおむねカバーされている旨回答しました。
- ・細野秀和委員から、以前 CCASIA において食用コオロギ及びその加工品の地域規格の議論があったが、新規作業を開始するための十分なデータが集まらず、更なる情報及びデータが集まった際に作業を再開することに合意していたこと、昨今、EU やタイが食用昆虫について法制化したほか日本国内でも食用昆虫に関心が高まっていることを踏まえ、CCASIA での食用昆虫の議論を再開すべきではないかのご意見がありました。これについて、去年の食品汚染物質部会 (CCCF) において、タ

イやナイジェリアが食用昆虫の安全性に関する検討を提案したが、横断的な課題であるため CCEXEC に助言と指針を求めることになったこと、第 81 回 CCEXEC 及び第 44 回総会 (CAC) において、FAO 及び WHO から「新しい食品および生産システム (NFPS)」と題する作業文書が提示され、新規食品に係る課題に取り組んでいく必要があるのではないかとの問題提起がなされ、議論の結果、CCEXEC において、コーデックスが取り組む課題を検討し、本年の第 45 回 CAC に今後の進め方に関するガイダンスを提供することになっていること、我が国としてはその結果を踏まえルール作りに貢献していきたいと考える旨回答しました。

- ・細野秀和委員から、コーデックスでは海藻が新規食品として挙げられているが、日本では食経験があることを主張してほしいとのご意見がありました。これについて、本年 4 月に CCEXEC での検討のため、コーデックス事務局から、各国の状況等についての情報提供依頼があり、日本からも情報提供を行い、その中で新規食品として例示されている食品には海草等の長い食経験がある食品が含まれる旨のコメントを提出した旨回答しました。

(3) 第 53 回残留農薬部会 (CCPR)

- ・議題 6「食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案」のうち「一般論」について、山口隆司委員から、データベースの更新スケジュールを教えて欲しい旨発言しているが、コーデックス採択後の効力はどの様に考えるべきか質問がありました。これについて、総会 (CAC) で採択されたタイミングで基準値が設定、変更、廃止されること、基準値は今までのレポートをすべて確認すれば情報は得られるがそれでは不便なので事務局がデータベースを準備しているものの、あくまで利用者の便宜のためである旨回答しました。
- ・同じく議題 6 のうちクロルピリホスについて、森田満樹委員から、クロルピリホスのすべてのコーデックス MRL (CXL) の取り下げが決まると、輸出入においてどのような影響が出ると考えられるか質問がありました。これについて、輸出の場合は相手国の規制に合わせる必要があり、他の農薬でも同様であるが、CXL 取り下げに伴って基準がなくなった国に輸出する場合は、輸出品目はそれに配慮して生産することになる旨回答しました。
- ・同じく議題 6 について、森田満樹委員から、すべての CXL を取り下げるということは、国際基準がなくなるということか。その場合、今後はコーデックスのクロルピリホスのデータベースは削除されるのか、それとも保留、再評価待ちといった書き方になるのか。「農薬を禁止することではなく、再評価を待っている状況」とはどのような取扱いになるのか、類似の事例はあるか質問がありました。これについて、すべての国際基準がなくなるが、データベース上どう扱うのかは前例がなく不明である旨回答しました。
- ・同じく議題 6 について、森田満樹委員から、日本でも農薬の再評価が進められており、クロルピリホスは優先度 A だが、再評価対象農薬の提出期限は示されていない。国際的な状況を見つつ、2025 年度以降に再評価のスケジュールが示されると考えてよいか質問がありました。これについて、再評価は農薬の使用量等に基づく優先度に基づいて進められ、優先度 A であることから、今後、再評価スケジュール

が示される予定である旨回答しました。

- 同じく議題6のうち Benomyl、Carbendazim、Thiophanate methyl について、穂山浩委員から、コンサーンフォームが提出されたということだが、共通代謝物で何か問題があったためなのか、との質問があり、コンサーンフォームの詳細については把握していないが、何らかの問題があったものと考えられる旨、回答しました。
- 同じく議題6のうち Metalaxyl 及び Metalaxyl-M について、穂山浩委員から、これらは化学構造上、Metalaxyl はラセミ体、Metalaxyl-M は R 体であるものの、通常の方法では区別できない中、今般、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) では Metalaxyl の再評価を行ったため、ラセミ体で毒性評価が行われたということか、また、Metalaxyl-M の評価においては、R 体のみの評価だったのか、という質問があり、2004 年に新規に Metalaxyl-M の CXL 設定を検討した際には主としてラセミ体のデータで評価しているが、その時点で Metalaxyl の再評価が終わっていなかったため Step 7 で留めおいていたが、今般、Metalaxyl の再評価が終了したため両方について基準値を設定したこと、ご指摘のとおりこれらは分析で区別できないので残留基準値としては共通だが、一方で metalaxyl-M の新規登録の際、新規農薬として番号を付けたためデータベース上は別の項目になっている旨、回答しました。

(以上)